

東都医発第 3017 号  
令和 3 年 2 月 2 日

一般社団法人  
東京産婦人科医会  
会長 山田 正興 殿

公益社団法人  
東京都医師会  
会長 尾崎 治夫



「新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置」、「新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置による休暇取得支援助成金」等の期限延長に関する周知への御協力について

標記について、日本医師会より別添のとおり通知がありました。

昨年 5 月から適用されている標記母性健康管理措置、当該措置による休暇取得支援助成金及び特別相談窓口については、下記の関連通知により周知等のご協力を依頼しているところです。

このたび、下記のとおり母性健康管理措置、助成金及び特別相談窓口の期限が延長されることとなり、改めて周知依頼がありました。

つきましては、貴会におかれましてもご了知のうえ貴会会員への更なる周知にご協力賜りますようお願いいたします。

また、当該措置は、妊娠中の女性労働者が新型コロナウイルス感染症の感染に不安やストレスを抱えず、安心して妊娠を継続し子どもを産み育てられる環境が整備されるよう事業主に義務付けられた措置であることを改めてご理解いただけるよう、併せてご周知賜りたく何卒お願い申し上げます。

## 記

### 1. 関連通知

- ①令和 2 年 6 月 24 日付 東都医総発第 1021 号
- ②令和 2 年 10 月 27 日付 東都医総発第 2164 号

### 2. 内容

#### ①母性健康管理措置

令和 4 年 1 月 31 日まで期間延長

母性健康管理指導事項カードの医師等、労働者氏名記載欄の押印廃止

#### ②助成金

支給要件のうち対象となる有給休暇制度を事業主が整備し労働者へ周知する期限、並びに当該休暇を取得させる期限を令和 3 年 3 月 31 日まで延長

#### ③母性健康管理措置及び助成金に係る特別相談窓口

開設期間を令和 4 年 1 月 31 日まで延長



一緒に新型コロナウイルスと戦いましょう  
東京都医師会は医療を通じて皆さんを応援します  
感染を防ぐために New Lifestyle の実践を

東京都医師会 総務部 総務課  
電話：03-3294-8821

03.2.05